

足 監 査 公 表 第 1 号

平 成 24 年 1 月 5 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 黒 川 貫 男

### 記

- 1 監査の種類 定例監査
- 2 監査実施日 平成 23 年 11 月 28 日 秘書広報課、農業委員会事務局、行政委員会事務局  
12 月 20 日 都市建設部

### 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

### 4 監査の対象及び結果

監査の対象	監 査 結 果
秘書広報課	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・交付金交付にあたり、当該交付要綱で定める額を超えて交付しているものがあつた。また、交付要綱等を定めずに交付しているものがあつた。
農業委員会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
行政委員会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
都市建設部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 (山辺西部土地地区画整理事務所) ・区画整理事業補償金支出に係る事務処理において、届出日が空欄の工事完了届等を事前に受領しているものがあつた。 (建築住宅課)

	・支出負担行為書の決裁にあたり、決裁者の押印が漏れていたものがあつた。
--	-------------------------------------

## 5 意見・要望

区画整理事業補償金支出に係る事務処理において、届出日が空欄の工事完了届等を事前に受領しておくことは不正支出に繋がるものである。区画整理事業の推進にあたり疑惑を招かぬよう、適切な事務処理の徹底を図られたい。